

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月10日

【四半期会計期間】 第10期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 クルーズ株式会社

【英訳名】 CR00Z, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小淵 宏二

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【電話番号】 03-5786-7080

【事務連絡者氏名】 経営管理担当 執行役員 櫻井 英哉

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー

【電話番号】 03-5786-7080

【事務連絡者氏名】 経営管理担当 執行役員 櫻井 英哉

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第9期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第10期 第1四半期 累計(会計)期間	第9期
会計期間	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
売上高 (千円)	998,079	1,038,206	3,651,217
経常利益 (千円)	108,334	231,508	443,193
四半期(当期)純利益又は四半期(当期)純損失(△) (千円)	40,368	132,084	△29,624
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	—	320,372	320,372
発行済株式総数 (株)	—	27,429	27,429
純資産額 (千円)	929,283	898,570	827,470
総資産額 (千円)	2,104,100	1,594,181	1,546,096
1株当たり純資産額 (円)	33,904.33	32,652.88	30,087.39
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期(当期)純損失金額(△) (円)	1,472.88	4,815.49	△1,080.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	1,428.07	4,233.78	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	2,250.00
自己資本比率 (%)	44.2	56.2	53.4
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	6,246	65,958	521,855
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△220,893	△18,895	△121,811
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△224,488	△75,384	△650,402
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	581,887	629,606	657,927
従業員数 (名)	102	76	72

- (注) 1 当社は平成21年10月31日付にて連結子会社を合併したことにより、第9期第3四半期累計(会計)期間から初めて四半期財務諸表を作成しているため、第9期第1四半期連結累計(会計)期間は連結経営指標等を記載していません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 持分法を適用した場合の投資利益については、第9期第1四半期連結累計(会計)期間は連結財務諸表を作成しているため記載していません。
- 4 第9期会計年度の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式を存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	76	(11)
---------	----	------

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数は、当第1四半期会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
モバイルコンテンツ事業	233,457	—
モバイルコマース事業	110,289	—
ソリューション事業	41,017	—
合計	384,764	—

(注) 1 金額は、販売価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 仕入実績

当第1四半期会計期間における仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	仕入高(千円)	前年同四半期比(%)
モバイルコマース事業	56,760	—
合計	56,760	—

(注) 1 金額は、仕入価格によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当第1四半期会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
ソリューション事業	103,313	—	76,855	—
合計	103,313	—	76,855	—

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 販売実績

当第1四半期会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
モバイルコンテンツ事業	781,540	—
モバイルコマース事業	143,732	—
ソリューション事業	112,934	—
合計	1,038,206	—

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期会計期間		当第1四半期会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ	—	—	436,233	42.0
KDDI(株)	—	—	142,830	13.8
ヤマトフィナンシャル(株)	—	—	116,785	11.2
(株)ディー・エヌ・エー	—	—	115,595	11.1
(株)三洋販売	—	—	112,934	10.9

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は、連結子会社であった株式会社アドエージェンシーを前第3四半期会計期間において合併したことに伴い、前第3四半期会計期間及び前第3四半期累計期間から初めて四半期財務諸表を作成しているため、前第1四半期会計期間の販売高及び割合を記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期のモバイルビジネスを取り巻く環境につきましては、平成22年6月30日現在における携帯電話の累計契約台数が11,371万台、そのうち第3世代携帯電話端末の台数は11,115万台(前年同期比8.5%増)(注1)となっており、全体の97%を占めるに至っております。また、モバイルコンテンツ市場とモバイルコマース市場をあわせたモバイルコンテンツ関連市場は平成21年(1月～12月)に1兆5,206億円(前年同期比12.4%増)(注2)となり依然としてマーケットが拡大していることに加え、プラットフォームの多様化によるコンテンツ配信経路の拡張など、携帯電話を利用した新しい事業モデルやグローバル市場への期待が高まっております。

当社におきましては、当事業年度の重要施策である、選択と集中戦略と焦点絞込戦略を強力に推進しました。資本効率の最大化、売上高の最大化、営業利益の最大化を目的としたコンテンツの育成・撤退ルール「4Cプログラム」に則り、資本効率が高く成長性の高いコンテンツに経営資源を集中した結果、ミニゲームサイト「プチゲームDX」を軸に堅調に売上高・利益を伸ばしました。さらに、当四半期よりモバゲータウンにて新規参入したソーシャルゲームにおいては、第1弾「熱血硬派くにおバトル」、第2弾「レースバトルだ！くにおくん」ともに順調に会員数・売上高が推移しております。この結果、当第1四半期会計期間における売上高は1,038,206千円、営業利益は231,522千円、経常利益は231,508千円、四半期純利益は132,084千円となり、過去最高益を更新しました。

(注1) 社団法人電気通信事業者協会の調査に拠っております。

(注2) モバイル・コンテンツ・フォーラムの調査に拠っております。

セグメントごとの業績の状況を示すと次のとおりであります。

①モバイルコンテンツ事業

売上高は781,540千円、セグメント利益は148,594千円となりました。

②モバイルコマース事業

売上高は143,732千円、セグメント利益は19,448千円となりました。

③ソリューション事業

売上高は112,934千円、セグメント利益は63,479千円となりました。

(2) 財政状態の分析

(総資産)

当第1四半期会計期間末における総資産は1,594,181千円（前事業年度比3.1%増）となりました。主な要因としましては、サーバー増強等に伴う有形固定資産の増加22,050千円によるものであります。

(負債)

当第1四半期会計期間末における負債は695,610千円（前事業年度比3.2%減）となりました。主な要因としましては、未払金の減少55,549千円によるものであります。

(純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産は898,570千円（前事業年度比8.6%増）となりました。主な要因としましては、利益剰余金の増加70,368千円によるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物は、629,606千円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは65,958千円の増加となりました。

主な収入要因は、税引前四半期純利益226,211千円によるものであり、主な支出要因は、売上債権の増加額83,484千円、未払金の減少額63,489千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは18,895千円の減少となりました。

主な要因は、サーバー等有形固定資産の取得による支出18,720千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは75,384千円の減少となりました。

主な要因は、配当金支払による支出61,715千円、長期借入金の返済による支出14,400千円によるものであります。

(注) 当社は、連結子会社であった株式会社アドエージェンシーを前第3四半期会計期間において合併したことに伴い、前第3四半期会計期間及び前第3四半期累計期間から初めて四半期財務諸表を作成しているため、(1)経営成績の分析、(3)キャッシュ・フローの状況において、前年同四半期会計期間との比較を記載しておりません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期会計期間において、経営成績に重要な影響を与える要因について重要な変更はありません。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第1四半期会計期間において、経営者の問題意識と今後の方向性についての重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	135,748
計	135,748

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年8月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,429	27,429	大阪証券取引所 (ヘラクレス)	当社は単元株制度は採用していません。
計	27,429	27,429	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成22年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権

平成17年8月30日 臨時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	95 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	475 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月31日 至 平成27年8月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。

- 2 当社が株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式を処分するときには、次の算式により発行価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その他権利行使により発行される株式の発行価格が、時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価格は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既存発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができない。
- ③ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。
- 4 平成18年2月10日開催の取締役会により、平成18年2月27日をもって普通株式1株を5株に分割したことに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。

② 第3回新株予約権

平成18年3月13日 臨時株主総会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	10 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	185,000 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成20年3月14日 至 平成28年3月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 185,000 資本組入額 92,500
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。

- 2 当社が株式の分割及び時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式を処分するときには、次の算式により発行価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。その他、新株予約権(その他権利行使により発行される株式の発行価格が、時価を下回る場合に限る。)を発行する場合についても、これに準じて行使価格は調整されます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既存発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既存発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。
- ② 新株予約権の譲渡、担保権の設定をすることができない。
- ③ その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

③ 第5回新株予約権

平成21年7月14日 取締役会決議	
	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	4,000 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,500 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月31日 至 平成31年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,500 資本組入額 21,750
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または償却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数を調整することができる。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算定式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式を処分するときには、次の算式により発行価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既存発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算定式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読みかえるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、その地位を有していない場合においても、事前に取締役会において権利行使の継続が別途承認された場合はこの限りでない。
- ② 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社大阪証券取引所へラクレス市場における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に30% (但し、上記(注) 1 に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。) を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価格の70% (但し、上記(注) 1 に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。) の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重大な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

④ 第6回新株予約権

平成22年 4 月 13 日 取締役会決議	
	第 1 四半期会計期間末現在 (平成22年 6 月 30 日)
新株予約権の数(個)	360 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	360 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	157,600 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成22年 5 月 1 日 至 平成32年 4 月 30 日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 157,600 資本組入額 78,800
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数は、決議による新株発行予定数から、退職等による権利を喪失した数を控除した数のことであります。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または償却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・合併の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数を調整することができる。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算定式により行使価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が当社の普通株式の時価を下回る価格で新株を発行又は自己株式を処分するときには、次の算式により発行価格を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{分割・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記算定式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」にそれぞれ読みかえるものとする。さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価格の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価格の調整を行うことができるものとする。

3 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた取締役または従業員は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役・監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、その地位を有していない場合においても、事前に取締役会において権利行使の継続が別途承認された場合はこの限りでない。また、新株予約権の割当を受けた従業員と同等の業務従事者は、権利行使時においても、引き続き、当社の業務を継続して受託している事を要す。
- ② 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額に30%（但し、上記(注)1に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を権利行使価格の75%（但し、上記(注)1に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の価額で行使期間の終期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や大阪証券取引所の規則に従って開示すべき重大な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権割当日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ③ 本新株予約権は、平成23年2月1日から平成24年1月31日までは、割当てられた新株予約権個数のうち、2分の1について行使できるものとし、平成24年2月1日から平成32年4月30日までは、割当てられた新株予約権の総数を行使できるものとする。
- ④ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月30日	—	27,429	—	320,372	—	310,372

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 27,429	27,429	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	27,429	—	—
総株主の議決権	—	27,429	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月
最高(円)	228,000	285,500	387,500
最低(円)	140,300	178,000	218,400

(注) 株価は、大阪証券取引所(ヘラクレス)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期財務諸表及び四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

当社は、連結子会社であった株式会社アドエージェンシーを前第3四半期会計期間において合併したことに伴い、前第3四半期会計期間及び前第3四半期累計期間から初めて四半期財務諸表を作成しているため、前第1四半期累計期間の四半期損益計算書及び前第1四半期累計期間の四半期キャッシュ・フロー計算書は記載しておりません。そのため、前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び前第1四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書を「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて併記しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	629,606	657,927
売掛金	682,233	598,748
その他	30,906	26,885
貸倒引当金	△6,178	△5,921
流動資産合計	1,336,568	1,277,640
固定資産		
有形固定資産	※ 53,386	※ 31,336
無形固定資産	60,004	72,216
投資その他の資産	144,221	164,904
固定資産合計	257,612	268,456
資産合計	1,594,181	1,546,096
負債の部		
流動負債		
買掛金	155,622	165,071
1年内返済予定の長期借入金	57,600	57,600
未払金	255,760	311,310
未払法人税等	84,158	12,904
その他	43,268	58,140
流動負債合計	596,410	605,025
固定負債		
長期借入金	99,200	113,600
固定負債合計	99,200	113,600
負債合計	695,610	718,625
純資産の部		
株主資本		
資本金	320,372	320,372
資本剰余金	310,372	310,372
利益剰余金	264,890	194,521
株主資本合計	895,635	825,266
新株予約権	2,934	2,204
純資産合計	898,570	827,470
負債純資産合計	1,594,181	1,546,096

(2) 【四半期損益計算書】
【当第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	1,038,206
売上原価	386,287
売上総利益	651,918
販売費及び一般管理費	※ 420,396
営業利益	231,522
営業外収益	
受取利息	0
その他	722
営業外収益合計	722
営業外費用	
支払利息	736
営業外費用合計	736
経常利益	231,508
特別損失	
減損損失	3,210
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,086
特別損失合計	5,297
税引前四半期純利益	226,211
法人税、住民税及び事業税	82,363
法人税等調整額	11,763
法人税等合計	94,127
四半期純利益	132,084

【前第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	998,079
売上原価	397,429
売上総利益	600,650
販売費及び一般管理費	※ 514,715
営業利益	85,934
営業外収益	
受取利息	91
保険解約返戻金	24,748
為替差益	—
その他	48
営業外収益合計	24,889
営業外費用	
支払利息	2,485
株式交付費	0
貸倒引当金繰入額	—
その他	3
営業外費用合計	2,489
経常利益	108,334
特別損失	
固定資産除却損	19,866
関係会社株式売却損	11,357
特別損失合計	31,224
税金等調整前四半期純利益	77,110
法人税、住民税及び事業税	43,751
法人税等調整額	△7,009
法人税等合計	36,742
四半期純利益	40,368

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】
【当第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	226,211
減価償却費	13,785
減損損失	3,210
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	256
支払利息	736
受取利息	△0
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	2,086
売上債権の増減額 (△は増加)	△83,484
仕入債務の増減額 (△は減少)	△9,448
未払金の増減額 (△は減少)	△63,489
その他の資産の増減額 (△は増加)	2,814
その他の負債の増減額 (△は減少)	△10,206
小計	82,471
利息の支払額	△738
利息の受取額	0
法人税等の支払額	△10,132
その他の支出	△5,642
営業活動によるキャッシュ・フロー	65,958
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△18,720
無形固定資産の取得による支出	△175
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,895
財務活動によるキャッシュ・フロー	
長期借入金の返済による支出	△14,400
配当金の支払額	△61,715
新株予約権の発行による収入	730
財務活動によるキャッシュ・フロー	△75,384
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△28,320
現金及び現金同等物の期首残高	657,927
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 629,606

【前第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

前第1四半期連結累計期間
(自平成21年4月1日
至平成21年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	77,110
減価償却費	51,870
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	1,746
受取利息及び受取配当金	△91
支払利息	2,485
関係会社株式売却損益 (△は益)	11,357
株式交付費	0
固定資産除却損	19,866
売上債権の増減額 (△は増加)	△21,222
たな卸資産の増減額 (△は増加)	2,449
仕入債務の増減額 (△は減少)	△127,038
未収消費税等の増減額 (△は増加)	2,339
未払消費税等の増減額 (△は減少)	7,845
その他の資産の増減額 (△は増加)	532
その他の負債の増減額 (△は減少)	△5,424
小計	23,826
利息及び配当金の受取額	61
利息の支払額	△2,256
法人税等の支払額	△15,385
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,246
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△150
無形固定資産の取得による支出	△113,414
貸付けによる支出	—
敷金及び保証金の差入による支出	△79,212
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	△28,116
投資活動によるキャッシュ・フロー	△220,893
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△200,000
株式の発行による収入	174
配当金の支払額	△24,663
財務活動によるキャッシュ・フロー	△224,488
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△439,135
現金及び現金同等物の期首残高	1,021,022
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 581,887

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益は、それぞれ782千円減少し、税引前四半期純利益は、2,868千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による敷金の変動額は2,868千円であります。</p>

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額 13,075千円	※ 有形固定資産の減価償却累計額 8,510千円

(四半期損益計算書関係)

第1四半期累計期間

当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
広告宣伝費	271,035千円
貸倒引当金繰入額	6,178千円

前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間から初めて四半期財務諸表を作成しているため、前第1四半期累計期間については記載しておりません。

なお、前第1四半期連結累計期間における(四半期連結損益計算書関係)注記は次のとおりであります。

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
※ 販売費及び一般管理費の主なもの	
広告宣伝費	274,105千円
貸倒引当金繰入額	1,746千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	629,606千円
小計	629,606千円
現金及び現金同等物	629,606千円

前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間から初めて四半期財務諸表を作成しているため、前第1四半期累計期間については記載しておりません。

なお、前第1四半期連結累計期間における（四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係）注記は次のとおりであります。

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	
現金及び預金勘定	581,887千円
小計	581,887千円
現金及び現金同等物	581,887千円

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末（平成22年6月30日）及び当第1四半期累計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 会計期間末(株)
普通株式	27,429

2 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 会計期間末残高(千円)
第5回新株予約権	—	—	2,204
第6回新株予約権	—	—	730
合計		—	2,934

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月11日 取締役会	普通株式	61,715	2,250	平成22年3月31日	平成22年6月23日	利益剰余金

- (2) 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、経営陣が経営資源の配分、投資計画の決定、及び経営成績の評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社では、「モバイルコンテンツ事業」、「モバイルコマース事業」及び「ソリューション事業」の3つを報告セグメントとしております。

「モバイルコンテンツ事業」は、モバイルのソーシャルゲームや公式課金コンテンツサービスを提供しております。「モバイルコマース事業」は、モバイルを利用した通販サービスを提供しております。「ソリューション事業」は、モバイルゲームの開発、運用サービスを提供しております。

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位:千円)

	モバイルコンテンツ事業	モバイルコマース事業	ソリューション事業	合計
売上高				
外部顧客への売上高	781,540	143,732	112,934	1,038,206
計	781,540	143,732	112,934	1,038,206
セグメント利益	148,594	19,448	63,479	231,522

(注) セグメント利益の合計額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 32,652.88円	1株当たり純資産額 30,087.39円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	898,570	827,470
普通株式に係る純資産額(千円)	895,635	825,266
差額の主な内訳(千円)		
新株予約権	2,934	2,204
普通株式の発行済株式数(株)	27,429	27,429
普通株式の自己株式数(株)	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	27,429	27,429

2 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額

第1四半期累計期間

当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	4,815.49円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	4,233.78円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第1四半期累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)
四半期損益計算書上の四半期純利益(千円)	132,084
普通株式に係る四半期純利益(千円)	132,084
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	27,429
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	3,768
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 事業年度末から重要な変動があったものの概要	—

前事業年度の第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間から初めて四半期財務諸表を作成しているため、前第1四半期累計期間については記載しておりません。

なお、前第1四半期連結累計期間における1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額は次のとおりであります。

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,472.88円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	1,428.07円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	40,368
普通株式に係る四半期純利益(千円)	40,368
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	27,407
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	859
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前 連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

2 【その他】

平成22年5月11日開催の取締役会において、平成22年3月31日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- | | |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 61,715千円 |
| ② 1株当たりの金額 | 2,250円 |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 平成22年6月23日 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月11日

クルーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松 野 雄 一 郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 村 孝 郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクルーズ株式会社（旧社名：株式会社ウェブドゥジャパン）の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、クルーズ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月5日

クルーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松野 雄一郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているクルーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第10期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、クルーズ株式会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。